

## 第5章 諸外国の関係機関との協力

### 1. 概説

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成14年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）（注）主催により、平成16年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成18年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会により、平成19年3月に東京で開催され、22か国の監査監督当局が参加した。その後、平成26年3月までに13回の会合が開催されており、IFIAR加盟国数は、平成25年12月時点で46か国・地域となっている。

審査会は、IFIARにおける活動への積極的な参画を通じた各国の監査監督当局との連携を図るとともに、各国の監査監督機関等と個別の意見交換等を行うことにより、監査の品質の確保・向上に向けた国際的な協力関係の構築・充実に努めている。

（注）FSFは、平成21年4月に開催された第2回金融・世界経済に関する首脳会合（ロンドン・サミット）の宣言を踏まえ、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成されている。

### 2. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）

#### （1）組織等

##### ア 目的

IFIARは、憲章（Charter）において、以下を活動目的としている。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

## イ 組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、その意思決定は、原則として、全メンバー当局が参加する会合（plenary meeting）において行われる。IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長を置き、議長及び副議長への支援及び助言を行う機関として諮問委員会（Advisory Council）が設置されている。平成 26 年 3 月末現在、諮問委員会はアブダビ、オーストラリア、カナダ、フランス、シンガポール、スリランカ、イギリスの 7 か国で構成されている。

また、IFIAR には、平成 26 年 3 月末現在、六つのワーキング・グループが設けられており、それぞれの目的等は以下のとおりである。

### （ア）6大監査ネットワーク・ワーキング・グループ

6大監査ネットワーク（注）とグローバルな監査の品質管理のあり方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

（注）6大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton で構成されている。

### （イ）基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）における国際監査基準の設定や、監査業務に係る基準設定機関との連携等について、意見交換を行うことを目的としている。

### （ウ）検査ワークショップ・ワーキング・グループ

検査官の技能研鑽と検査手法・経験の共有を目的としており、毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

### （エ）投資家との対話ワーキング・グループ

監査報告書のユーザーである投資家と、監査品質、監査報告書のあり方等について対話することを目的としており、IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画・調整等も行っている。

(オ) 国際協カワーキング・グループ

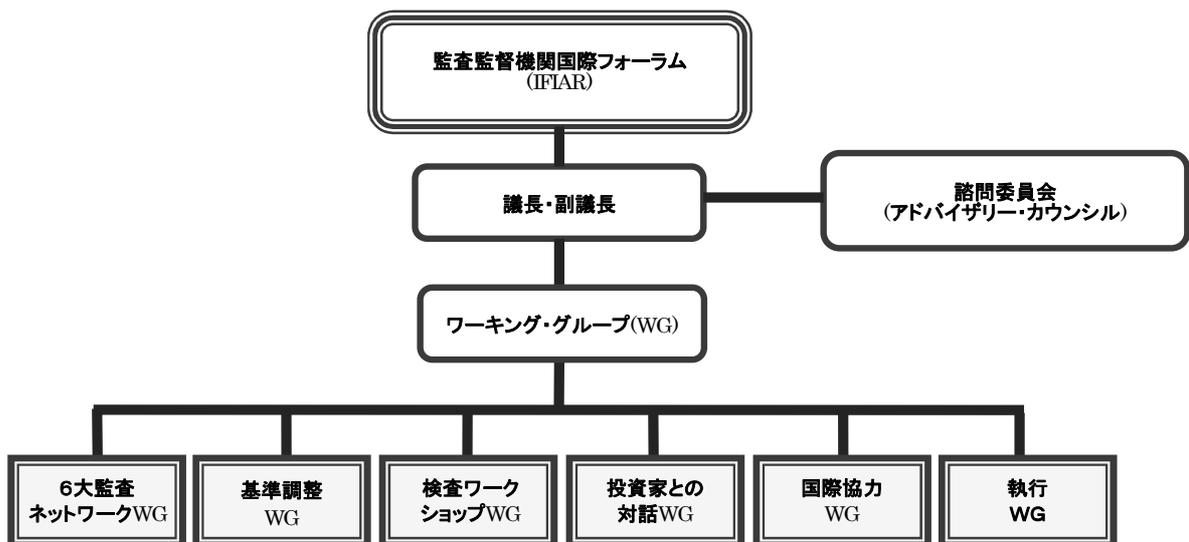
監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としている。

(カ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的としている。

(注) 平成 25 年 7 月の設立以降、日本が議長を務めている。

《IFIAR の組織図》



## (2) 活動状況

### ア 本会合

#### ・ 第13回会合（ノールドワイク会合）

平成25年4月15日から4月17日の日程で、蘭金融市場庁（AFM：Authority for the Financial Markets）の主催で開催された。

当該会合では新しいオフィサー（議長・副議長）の選任や今後の業務計画の合意が行われたほか、IFIAR 憲章が改定された。また、我が国から、マネックス・グループ株式会社取締役会長の松本大氏を投資家代表として推薦し、同氏に会合へ参加頂いた（P123 資料4-1、P124 資料4-2 参照）。

#### 《監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績》

	期 間	場 所	参 加 当 局
第1回	平成19年3月22・23日	東京	22か国・地域
第2回	平成19年9月24・25日	トロント	21か国・地域
第3回	平成20年4月9～11日	オスロ	22か国・地域
第4回	平成20年9月22～24日	ケープタウン	21か国・地域
第5回	平成21年4月27～29日	パーゼル	30か国・地域
第6回	平成21年9月14～16日	シンガポール	29か国・地域
第7回	平成22年3月22～24日	アブダビ	30か国・地域
第8回	平成22年9月27～29日	マドリッド	37か国・地域
第9回	平成23年4月11～13日	ベルリン	34か国・地域
第10回	平成23年9月26～28日	バンコク	29か国・地域
第11回	平成24年4月16～18日	釜山	32か国・地域
第12回	平成24年10月1～3日	ロンドン	39か国・地域
第13回	平成25年4月15～17日	ノールドワイク	42か国・地域

### イ 中間会合

平成25年以降、本会合は年1回の開催とし、別途オフィサーやワーキング・グループ議長等に参加者を絞った中間会合を開催して、IFIAR 業務の管理等に関するハイレベルな議論を行っている（平成25年はパリで開催）。

### ウ 検査ワークショップ

第1回 IFIAR 東京会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として検査ワークショップを開催することが承認された。以降、検査ワークショップ・ワーキンググループの企画・調整により、毎年開催されている。

今年度は、平成26年3月10日から3月12日の日程で、マレーシア監査監督委員会（AOB：Audit Oversight Board of Malaysia）の主催により開催され、36か国・地域から113名の検査官等が参加した。

#### 《IFIAR 検査ワークショップ開催実績》

	期 間	場 所	参加当局
第1回	平成19年5月30・31日	アムステルダム	22か国・地域
第2回	平成20年1月29・30日	ベルリン	20か国・地域
第3回	平成21年2月11～13日	ストックホルム	25か国・地域
第4回	平成22年2月9～12日	パリ	31か国・地域
第5回	平成23年2月23～25日	ワシントン	30か国・地域
第6回	平成24年3月5～7日	アブダビ	32か国・地域
第7回	平成25年3月4～6日	チューリッヒ	38か国・地域
第8回	平成26年3月10～12日	クアラルンプール	36か国・地域

### 3. 二国間での協力

#### ・ 各国当局等との意見交換

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続きの品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルに効率的で効果的な監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR 会合及び各ワーキング・グループへの参加を通じて、各国当局との情報交換及び連携強化を積極的に図っている。その他、IFIAR における活動以外にも、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報の共有等を目的として、二国間ベースで各国の監査監督当局等との意見交換を随時行い、各当局との協力関係の構築・充実に努めている。

また、審査会と金融庁は、平成25年8月2日にルクセンブルク金融監督委員会（CSSF）との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡の交換により、監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能とな

った（P126 資料 4－3 参照）。

さらに、平成 24 年 7 月 10 日に金融庁が公表した「諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価のガイダンス」に基づき、審査会と金融庁は、オランダ、ルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を行い、平成 25 年 7 月 11 日にその旨公表を行った。

（参考）平成 24 年度までの書簡交換の実績

- ① 平成 23 年 10 月 6 日 米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）
- ② 平成 24 年 3 月 23 日 カナダ公共会計責任委員会（CPAB：Canadian Public Accountability Board）
- ③ 平成 24 年 10 月 3 日 マレーシア監査監督委員会（AOB：Audit Oversight Board of Malaysia）
- ④ 平成 25 年 3 月 26 日 オランダ金融市場庁（AFM：the Netherlands Authority for the Financial Markets）

#### 4. 今後の課題

##### （1）各国の監査監督当局との連携強化

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている。また、世界的な経済・金融情勢が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。

このような観点から、IFIAR における我が国プレゼンスの向上及び各国当局との連携強化がますます重要となっている。引き続き IFIAR の活動に積極的に参画するとともに、国際会議や各種のワーキング・グループ開催時等を活用し、我が国としての関心事項及び各国の監査監督当局の問題意識に係る活発な意見交換や、審査会の活動等を通じて得られた有用な情報の提供を行う必要がある。また、意見交換等の成果について、関係者間の速やかな情報共有及び審査会の事務運営における積極的活用を図っていく必要がある。

監査監督当局間の情報交換の枠組み構築（二国間ベース）についても、その締結に向け引き続き積極的に交渉を進めるとともに、構築した枠組みをより具体的に活用できるよう、各当局と密なコミュニケーションを取り、更なる連携強化を図っていくことが重要な課題と考えている。

(2) 会計・監査制度を巡る国際的動向への対応

会計・監査制度を巡る国際的な議論の動向について、国際機関等での議論を注視し、金融庁の関係部局はもとより、協会や証券取引所など関係機関とも幅広く連携を図りつつ適時の情報収集に努め、関係者間の速やかな情報共有を図る必要がある。さらに、議論の内容が監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響及び構すべき措置等についての分析・検討、監査事務所に対する審査及び検査への反映等について、必要な対応を適時的確に実施していくことが重要な課題と考えている。